明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則（最高裁二）　二
○少年審判規則の一部を改正する規則（同三）　四

〔省　令〕
○放送法施行規則等の一部を改正する省令（総務二五）　四
○基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（同二六）　一四
○電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（法務一〇）　一九
○独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・農林水産一）　二〇
○独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同二）　二〇
○独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令の一部を改正する省令（同三）　二三
○独立行政法人農業者年金基金の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の特例を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働・農林水産一）　二五
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令（農林水産一八）　二六
○独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同一九）　二六
○独立行政法人種苗管理センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同二〇）　二六
○独立行政法人家畜改良センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同二一）　二七
○独立行政法人水産大学校の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同二二）　三
○独立行政法人農業環境技術研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同二三）　三
○独立行政法人国際農林水産業研究センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同二四）　三六
○独立行政法人森林総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同二五）　四一
○独立行政法人水産総合研究センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同二六）　四四
○独立行政法人農業生物資源研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同二七）　四四
○独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同二八）　四九
○独立行政法人農業者年金基金の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同二九）　五〇
○独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同三〇）　五三
○独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同三一）　五六

〔規　則〕
○国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委七）　五六

〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務一一二）　五六
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同一一三）　六一
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務八九、九〇）　六七
○財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン（同九一）　六八
○独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準の一部を改正する件（財務・農林水産一一）　六九
○食品表示法等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を定める件（農林水産七一四）　七七
○独立行政法人農業者年金基金法施行令第一条第二項の農林水産大臣が定める予定利率等を定める件の一部を改正する件（同七一五）　八〇
○上信越高原国立公園の公園区域を変更する件（環境三四）　八〇
○上信越高原国立公園の公園計画を変更する件（同三五）　八一
○上信越高原国立公園の特別地域の区域を変更する件（同三六）　八五
○上信越高原国立公園の特別保護地区の区域を変更する件（同三七）　八五
○上信越高原国立公園の集団施設地区を指定する件（同三八）　八六
○上信越高原国立公園の集団施設地区を解除する件（同三九）　八六
○上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例の一部を改正する件（同四〇）　八六
○妙高戸隠連山国立公園を指定する件（同四一）　八六
○妙高戸隠連山国立公園の公園計画を決定する件（同四二）　八六
○妙高戸隠連山国立公園の特別地域を指定する件（同四三）　八九

（以下次のページへ続く）